

## 用語の解説

### 1. 事業所

事業所とは経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

#### イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

#### ウ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

### 2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

#### ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

#### イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

#### ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

#### エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。  
期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用期間を定めずに雇用されている人をいう。(定年まで雇用される場合を含む)。

#### カ 有期雇用者 (1か月以上)

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

#### キ 臨時雇用者 (有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

#### ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。(以下「労働者派遣法」という。))でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

### 3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら、当該事業所に来て働いている人をいう。

### 4. 民間からの従業者数

国、地方公共団体用の事業所において、会社など別経営の民間事業所から派遣されている人をいう。

### 5. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣事業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

### 6. 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。

### 7. 経営組織

#### ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

##### (7) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。  
次の会社及び会社以外の法人が該当する。

#### ・会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

#### ・会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

#### (イ) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

#### (ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格をもたないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

### イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の場合、財産区など）の事業所をいう。

## 8. 単独・複数の別

### ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

### イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

### ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受け一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

## エ 複数事業所企業の事業所

本所及び支所が含まれる。

## 9. 売上（収入）金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業，保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。